

『2009 新規上場の手引き』 新旧対照表

章	【新】(ホームページ)	頁	【旧】(冊子『2009 新規上場の手引き』)											
II	株券の流通に係る事故防止、円滑な流通を形式面から担保するための基準 <株式事務代行機関の設置> <株式の譲渡制限> <単元株式数及び株券の種類> <指定振替機関における取扱い>	15	株券の流通に係る事故防止、円滑な流通を形式面から担保するための基準 <株式事務代行機関の設置> <株式の譲渡制限> <指定振替機関における取扱い>											
	…形式要件一覧表…	16	…形式要件一覧表…											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①株主数 (上場時 見込み)</td> <td>800 人以上</td> </tr> <tr> <td>②流通株式 (上場時 見込み)</td> <td>a. 流通株式数 4,000 単位以上 b. 流通株式時価総額 10 億円以上 (原則として上場に係る公募等の見込み価格等に、上場時において見込まれる流通株式数を乗じて得た額) c. 流通株式数(比率) 上場株券等の 30%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準の内容	①株主数 (上場時 見込み)	800 人以上	②流通株式 (上場時 見込み)	a. 流通株式数 4,000 単位以上 b. 流通株式時価総額 10 億円以上 (原則として上場に係る公募等の見込み価格等に、上場時において見込まれる流通株式数を乗じて得た額) c. 流通株式数(比率) 上場株券等の 30%以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①株主数 (上場時)</td> <td>800 人以上 <u>(1 単位は単元株式数を定める場合には単元株式数、単元株式数を定めない場合は 1 株)</u></td> </tr> <tr> <td>②流通株式 (上場時)</td> <td>a. 流通株式数 4,000 単位以上 b. 流通株式時価総額 10 億円以上 (原則として上場に係る公募等の見込み価格等に、上場時において見込まれる流通株式数を乗じて得た額) c. 流通株式数(比率) 上場株券等の 30%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準の内容	①株主数 (上場時)	800 人以上 <u>(1 単位は単元株式数を定める場合には単元株式数、単元株式数を定めない場合は 1 株)</u>	②流通株式 (上場時)	a. 流通株式数 4,000 単位以上 b. 流通株式時価総額 10 億円以上 (原則として上場に係る公募等の見込み価格等に、上場時において見込まれる流通株式数を乗じて得た額) c. 流通株式数(比率) 上場株券等の 30%以上
項目	基準の内容													
①株主数 (上場時 見込み)	800 人以上													
②流通株式 (上場時 見込み)	a. 流通株式数 4,000 単位以上 b. 流通株式時価総額 10 億円以上 (原則として上場に係る公募等の見込み価格等に、上場時において見込まれる流通株式数を乗じて得た額) c. 流通株式数(比率) 上場株券等の 30%以上													
項目	基準の内容													
①株主数 (上場時)	800 人以上 <u>(1 単位は単元株式数を定める場合には単元株式数、単元株式数を定めない場合は 1 株)</u>													
②流通株式 (上場時)	a. 流通株式数 4,000 単位以上 b. 流通株式時価総額 10 億円以上 (原則として上場に係る公募等の見込み価格等に、上場時において見込まれる流通株式数を乗じて得た額) c. 流通株式数(比率) 上場株券等の 30%以上													
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>⑩株式の譲渡制限</td> <td>新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限 を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること</td> </tr> </tbody> </table>	⑩株式の譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限 を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること	17	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>⑩株式の譲渡制限</td> <td>新規上場申請に係る株式の譲渡につき、<u>原則として制限がないこと</u></td> </tr> </tbody> </table>	⑩株式の譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき、 <u>原則として制限がないこと</u>							
⑩株式の譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限 を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること													
⑩株式の譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき、 <u>原則として制限がないこと</u>													
	(注 2) 流通株式から除く自己株式数は申請会社が現に保有する自己株式数をいい、自己株式取得決議 (自己株式の取得に係る会社法第 156 条第 1 項 (同法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)) の規定による決議をいいます。以下同じ。) を行って	21	(注 2) 流通株式から除く自己株式数は申請会社が現に保有する自己株式数をいい、自己株式取得決議 (自己株式の取得に係る会社法第 156 条第 1 項 (同法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)) の規定による決議 (<u>委員会等設置会社にあつては執行役の決定</u>											

<p>いても、未取得のものは所有する自己株式数に含みません。</p>		<p>を含みます。)をいいます。以下同じ。)を行っていても、未取得のものは所有する自己株式数に含みません。</p>																																								
<p>② 10%以上保有する大株主（下線部は加算しない）（単位：株）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>属性</th> <th>持株数（比率）</th> <th>加算しない理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>α 銀行</td> <td>取引先</td> <td>1,972,000 (16.0%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>Δ 信託銀行（信託口）</u></td> <td></td> <td><u>1,848,750</u> (15.0%)</td> <td><u>←投資信託口であるため(※)。</u></td> </tr> <tr> <td><u>A氏</u></td> <td><u>代表取締役社長</u></td> <td><u>1,479,000</u> (12.0%)</td> <td><u>←③で加算するため。</u></td> </tr> <tr> <td>従業員持株会</td> <td></td> <td>1,355,750 (11.0%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	属性	持株数（比率）	加算しない理由	α 銀行	取引先	1,972,000 (16.0%)		<u>Δ 信託銀行（信託口）</u>		<u>1,848,750</u> (15.0%)	<u>←投資信託口であるため(※)。</u>	<u>A氏</u>	<u>代表取締役社長</u>	<u>1,479,000</u> (12.0%)	<u>←③で加算するため。</u>	従業員持株会		1,355,750 (11.0%)		24	<p>② 10%以上保有する大株主（下線部は加算しない）（単位：株）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>属性</th> <th>持株数（比率）</th> <th>加算しない理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>α 銀行</td> <td>取引先</td> <td>1,972,000 (16.0%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>Δ 信託銀行（信託口）</u></td> <td></td> <td><u>1,848,750</u> (15.0%)</td> <td><u>←信託口のため。</u></td> </tr> <tr> <td><u>A氏</u></td> <td><u>代表取締役社長</u></td> <td><u>1,479,000</u> (12.0%)</td> <td><u>←③で加算するため。</u></td> </tr> <tr> <td>従業員持株会</td> <td></td> <td>1,355,750 (11.0%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	属性	持株数（比率）	加算しない理由	α 銀行	取引先	1,972,000 (16.0%)		<u>Δ 信託銀行（信託口）</u>		<u>1,848,750</u> (15.0%)	<u>←信託口のため。</u>	<u>A氏</u>	<u>代表取締役社長</u>	<u>1,479,000</u> (12.0%)	<u>←③で加算するため。</u>	従業員持株会		1,355,750 (11.0%)	
名称	属性	持株数（比率）	加算しない理由																																							
α 銀行	取引先	1,972,000 (16.0%)																																								
<u>Δ 信託銀行（信託口）</u>		<u>1,848,750</u> (15.0%)	<u>←投資信託口であるため(※)。</u>																																							
<u>A氏</u>	<u>代表取締役社長</u>	<u>1,479,000</u> (12.0%)	<u>←③で加算するため。</u>																																							
従業員持株会		1,355,750 (11.0%)																																								
名称	属性	持株数（比率）	加算しない理由																																							
α 銀行	取引先	1,972,000 (16.0%)																																								
<u>Δ 信託銀行（信託口）</u>		<u>1,848,750</u> (15.0%)	<u>←信託口のため。</u>																																							
<u>A氏</u>	<u>代表取締役社長</u>	<u>1,479,000</u> (12.0%)	<u>←③で加算するため。</u>																																							
従業員持株会		1,355,750 (11.0%)																																								
<p><u>※別途投資信託口であることを証明する資料を提出する必要があります。</u></p>																																										
<p>(削除)</p>	29	<p>(注4) 規程第205条第1号の株式数と上場時価総額を計算する際に用いる株式数の定義は異なります。 <u>規程第205条第1号の株式数は、「上場時の発行済み株式数」から「所有する自己株式数」を除きますが、規程第205条第3号で上場時価総額を計算する際に用いる「上場時の発行済み株式数」は、自己株式数を含みます。</u></p>																																								
<p>「特例」を設けております。(規程第705条、規則第717条)</p> <p><u>○企業再生支援機構が再生支援をする会社の取扱い</u> <u>東証では、株式会社企業再生支援機構（以下「企業再生支援機構」といいます。）の発足に伴い、以下のとおり上場審査基準における利益の額又は時価総額の基準に例外的な取扱いを設けております。(規程第707条、規則第719条)</u></p>	36	<p>「特例」を設けております。(規程705条、規則717条)</p> <p>(新設)</p>																																								

<p><u>・対象会社</u> <u>企業再生支援機構が支援決定（注 1）を行った会社（以下「被支援会社」という。）を対象とします。（注 2）</u></p> <p><u>（注 1）株式会社企業再生支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）第 25 条第 4 項に定める支援決定をいいます。</u></p> <p><u>（注 2）支援決定が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等（株式会社企業再生支援機構法第 31 条第 1 項に定める買取決定等をいいます。）が行われないこととなった会社は除きます。</u></p> <p><u>・適用条件</u> <u>被支援会社の発行する株券が、企業再生支援機構による支援決定が行われた後、東証において上場廃止となった場合であって、かつ、企業再生支援機構が当該会社の債務に係る買取決定等を公表した日から 3 年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該会社が当該株券の新規上場申請を行うときに対象となります。</u></p> <p><u>・内容</u> <u>新規上場申請を行うときにおける「利益の額又は時価総額」については、次の a 又は b のいずれかに適合することとします。</u></p> <p><u>a 最近 1 年間における利益の額が 4 億円以上であること。</u></p> <p><u>b 上場日における時価総額が 1,000 億円以上となる見込みのあること。（ただし、最近 1 年間における売上が 100 億円未満である場合を除きます。）</u></p>		
<p>②最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に<u>対する</u>内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。</p>	41	<p>②最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に<u>添付される</u>内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。</p>

<p>10 株式の譲渡制限（規程第 205 条第 10 号）</p> <p>会社は、定款において株式の譲渡につき制限を設けることができるとなりましたが、金融商品取引所は不特定多数の投資者が参加する流通市場であり、市場における売買取引に基づく株式の移転についての制限は、制度としてなじまないものです。したがって、上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと <u>又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること</u>が必要です。</p> <p>このため、上場申請に係る株式について譲渡制限の制度を設けている会社は、<u>審査期間内に定款を変更し、当該変更事項を反映した登記事項証明書等を提出していただく</u>ことが必要です。</p>	43	<p>10 株式の譲渡制限（規程第 205 条第 10 号）</p> <p>会社は、定款において株式の譲渡につき制限を設けることができるとなりましたが、金融商品取引所は不特定多数の投資者が参加する流通市場であり、市場における売買取引に基づく株式の移転についての制限は、制度としてなじまないものです。したがって、上場申請に係る株式の譲渡について原則として制限を行っていないことが必要です。</p> <p>このため、上場申請に係る株式について、<u>譲渡制限の制度を設けている会社は、上場申請前にあらかじめ定款を変更する</u>ことが必要です。</p>
<p>13 新規上場にかかる市場第一部銘柄への指定</p> <p>(中略)</p> <p>時価総額は、他市場経由又はマザーズ経由の場合は東証が上場又は市場変更を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間の他市場又はマザーズにおける終値の最低価格（上場時に公募又は売出しを行う場合は公募・売出価格と当該価格決定日からさかのぼって1か月間の他市場又はマザーズにおける終値の最低価格のいずれか低い額）に上場又は市場変更時に見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額、直接上場の場合は公募・売出価格（当該公募又は売出しが行われない場合には、東証が合理的と認める算定式により計算された評価額）に上場株券等の数を乗じて得た額をいいます。</p>	46	<p>13 新規上場にかかる市場第一部銘柄への指定</p> <p>(中略)</p> <p>時価総額は、他市場経由又はマザーズ経由の場合は東証が上場又は市場変更を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間の他市場又はマザーズにおける終値の最低価格（上場時に公募又は売出しを行う場合は公募・売出価格と当該価格決定日からさかのぼって1か月間の他市場又はマザーズにおける終値の最低価格のいずれか低い額）に上場又は市場変更時に見込まれる上場株券等の数（<u>発行済株式数から自己株式を減じます。</u>）を乗じて得た額、直接上場の場合は公募・売出価格（当該公募又は売出しが行われない場合には、東証が合理的と認める算定式により計算された評価額）に上場株券等の数を乗じて得た額をいいます。</p>

<p>14 新規上場及び一部指定における採用株価一覧表 <申請会社が未上場会社の場合></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>根拠規程</th> <th>採用株価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一部銘柄への指定 新規上場にかかる</td> <td>時価総額</td> <td>公募・売出し有り</td> <td>規則 217 条第 2 項 公募・売出しの価格</td> </tr> <tr> <td>時価総額</td> <td>公募・売出し無し</td> <td>規則 217 条第 2 項 東証が合理的と認める算定式により計算された株券等の評価額</td> </tr> </tbody> </table>	項目		根拠規程	採用株価	一部銘柄への指定 新規上場にかかる	時価総額	公募・売出し有り	規則 217 条第 2 項 公募・売出しの価格	時価総額	公募・売出し無し	規則 217 条第 2 項 東証が合理的と認める算定式により計算された株券等の評価額	<p>47 14 新規上場及び一部指定における採用株価一覧表 <申請会社が未上場会社の場合></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>根拠規程</th> <th>採用株価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新規銘柄への指定 一部上場にかかる</td> <td>時価総額</td> <td>公募・売出し有り</td> <td>規則 217 条第 2 項 公募・売出しの<u>見込み価格(有価証券届出書に記載される株券の発行価額の総額又は売出価額の総額の見込額の算定のもととなった価格をいいます。)</u></td> </tr> <tr> <td>時価総額</td> <td>公募・売出し無し</td> <td>規則 217 条第 2 項 東証が合理的と認める算定式により計算された株券等の評価額</td> </tr> </tbody> </table>	項目		根拠規程	採用株価	新規銘柄への指定 一部上場にかかる	時価総額	公募・売出し有り	規則 217 条第 2 項 公募・売出しの <u>見込み価格(有価証券届出書に記載される株券の発行価額の総額又は売出価額の総額の見込額の算定のもととなった価格をいいます。)</u>	時価総額	公募・売出し無し	規則 217 条第 2 項 東証が合理的と認める算定式により計算された株券等の評価額						
項目		根拠規程	採用株価																										
一部銘柄への指定 新規上場にかかる	時価総額	公募・売出し有り	規則 217 条第 2 項 公募・売出しの価格																										
	時価総額	公募・売出し無し	規則 217 条第 2 項 東証が合理的と認める算定式により計算された株券等の評価額																										
項目		根拠規程	採用株価																										
新規銘柄への指定 一部上場にかかる	時価総額	公募・売出し有り	規則 217 条第 2 項 公募・売出しの <u>見込み価格(有価証券届出書に記載される株券の発行価額の総額又は売出価額の総額の見込額の算定のもととなった価格をいいます。)</u>																										
	時価総額	公募・売出し無し	規則 217 条第 2 項 東証が合理的と認める算定式により計算された株券等の評価額																										
<p><申請会社が既上場会社の場合></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>根拠規程</th> <th>採用株価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一部指定基準</td> <td>流通株式の時価総額</td> <td>公募・売出し有り</td> <td>規則 310 条第 2 項第 1 号 <u>a. 指定承認日の前々日から遡って 1 か月間における最低価格</u> <u>b. 公募・売出しの見込み価格</u> aまたはbのうちいずれか低い価格</td> </tr> <tr> <td>時価総額</td> <td></td> <td>規則 310 条第 4 項</td> </tr> <tr> <td>流通株式の時価総額</td> <td>公募・売出し</td> <td>規則 310 条第 2 項第 1 号 指定承認日の前々日から遡って 1 ヶ月間における最低価格</td> </tr> <tr> <td>時価総額</td> <td>無し</td> <td>規則 310 条第 4 項</td> </tr> </tbody> </table>	項目		根拠規程	採用株価	一部指定基準	流通株式の時価総額	公募・売出し有り	規則 310 条第 2 項第 1 号 <u>a. 指定承認日の前々日から遡って 1 か月間における最低価格</u> <u>b. 公募・売出しの見込み価格</u> aまたはbのうちいずれか低い価格	時価総額		規則 310 条第 4 項	流通株式の時価総額	公募・売出し	規則 310 条第 2 項第 1 号 指定承認日の前々日から遡って 1 ヶ月間における最低価格	時価総額	無し	規則 310 条第 4 項	<p>48 <申請会社が既上場会社の場合></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>根拠規程</th> <th>採用株価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一部指定基準</td> <td>流通株式の時価総額</td> <td></td> <td>規則 310 条第 2 項第 1 号</td> </tr> <tr> <td>時価総額</td> <td></td> <td>規則 310 条第 4 項 指定承認日の前々日から遡って 1 ヶ月間における最低価格</td> </tr> </tbody> </table>	項目		根拠規程	採用株価	一部指定基準	流通株式の時価総額		規則 310 条第 2 項第 1 号	時価総額		規則 310 条第 4 項 指定承認日の前々日から遡って 1 ヶ月間における最低価格
項目		根拠規程	採用株価																										
一部指定基準	流通株式の時価総額	公募・売出し有り	規則 310 条第 2 項第 1 号 <u>a. 指定承認日の前々日から遡って 1 か月間における最低価格</u> <u>b. 公募・売出しの見込み価格</u> aまたはbのうちいずれか低い価格																										
	時価総額		規則 310 条第 4 項																										
	流通株式の時価総額	公募・売出し	規則 310 条第 2 項第 1 号 指定承認日の前々日から遡って 1 ヶ月間における最低価格																										
	時価総額	無し	規則 310 条第 4 項																										
項目		根拠規程	採用株価																										
一部指定基準	流通株式の時価総額		規則 310 条第 2 項第 1 号																										
	時価総額		規則 310 条第 4 項 指定承認日の前々日から遡って 1 ヶ月間における最低価格																										

	新規上場にかかる一部銘柄への指定	時価総額	公募・売出し有り	規則 217 条第 2 項	a. 公募又は売出しの価格を決定した日から遡って 1 か月間における最低価格 b. 公募・売出しの価格	a または b のうちいずれか低い価格		一部上場にかかる新規銘柄への指定	時価総額	公募・売出し有り	規則 217 条第 2 項	a. 上場承認日の前々日から遡って 1 か月間における最低価格 b. 公募・売出しの 見込み価格	a または b のうちいずれか低い価格
		時価総額	公募・売出し無し	規則 217 条第 2 項	上場承認日の前々日から遡って 1 か月間の他市場における終値の最低価格（注）	時価総額			公募・売出し無し	規則 217 条第 2 項	上場承認日の前々日から遡って 1 か月間の他市場における終値の最低価格（注）		
III	(1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。 a. 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。 この場合における上場審査は、規程第 436 条の 2 から第 439 条までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。 ※ガイドライン II 4. (1) a の定めに基づく規程第 436 条の 2 の遵守状況は、平成 23 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度を直前事業年度として申請する会社から勘案します。	70	(1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。 a. 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。 この場合において、新規上場申請者は、規程第 437 条から第 439 条の規定を遵守するものとする。	70	なお、適切なコーポレート・ガバナンスの体制は企業の規模や置かれている環境等に応じた様々な形態があると考えられますが、一方で公開企業としてのコーポレート・ガバナンスの体制を構築するために整備することが望ま	70	なお、適切なコーポレート・ガバナンスの体制は企業の規模や置かれている環境等に応じた様々な形態があると考えられますが、一方で公開企業としての	71	コーポレート・ガバナンスの体制を構築するために整備することが望ましい機				

<p>しい機関等も考えられます。</p> <p>有価証券上場規程の「企業行動規範」の項目では、上場会社として遵守すべき行動規範を定めていますが、申請会社も有価証券上場規程第 436 条の 2 から第 439 条に掲げられた機関の設置及び取組み等を行う必要があります（注 2）（注 3）（注 4）（注 5）。行っていない場合には、その理由や今後の取組み等の確認を行います。審査の進め方はより慎重なものとなります。</p> <p>（注 2）規程第 436 条の 2 から第 439 条の内容は以下のとおりです。</p> <p>第 436 条の 2 <u>上場内国株券の発行者は、一般株主保護のため、施行規則で定めるところにより、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第 2 条第 1 5 号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（同条第 16 号に規定する社外監査役をいう。）をいう。）を 1 名以上確保しなければならない。</u></p> <p>第 437 条 上場内国株券の発行者は、…</p> <p>…</p> <p>（注 3） <u>規程第 436 条の 2 に関して、平成 23 年 3 月 1 日以前に終了する事業年度を直前事業年度として申請する会社であっても、申請の段階で独立役員が確保されていない場合は、上場後における早期の独立役員確保の見込み等を、審査の中で確認することとなります。</u></p> <p>（注 4） <u>規程第 436 条の 2 に関して、独立役員が、以下の a から e までに掲げる事由（上場管理等に関するガイドラインⅢ. 5.（3）の 2）のいずれかへ該当している場合は、審査においては慎重に判断することとなります。</u></p> <p>a. <u>当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者</u></p> <p>b. <u>当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該</u></p>	<p>関等も考えられます。</p> <p>有価証券上場規程の「企業行動規範」の項目では、上場会社として遵守すべき行動規範を定めていますが、申請会社も有価証券上場規程第 437 条から第 439 条に掲げられた機関の設置及び取組み等を行う必要があります（注 2）。行っていない場合には、その理由や今後の取組み等の確認を行います。審査の進め方はより慎重なものとなります。</p> <p>（注 2）規程第 437 条から 439 条の内容は以下のとおりです。</p> <p>（新設）</p> <p>第 437 条 上場内国株券の発行者は、…</p> <p>…</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	--

<p>会社の主要な取引先若しくはその業務執行者</p> <p>c. <u>当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）</u></p> <p>d. <u>最近においてaから前cまでに該当していた者</u></p> <p>e. <u>次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者</u></p> <p>(a) <u>a から前 d までに掲げる者</u></p> <p>(b) <u>当該会社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）を含む。）</u></p> <p>(c) <u>最近において前 (b) に該当していた者</u></p> <p><u>(注5) ガイドラインII 4. (1) a の適用開始時期に関わらず、新規上場時に独立役員について東証に届け出る必要があり、当該届出は公衆縦覧に供されます(規則第436条の2)。また、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」においても独立役員についての記載が必要となります(規則第211条第6項第5号)。</u></p>		<p>(新設)</p>
<p>a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合において、新規上場申請者は、規程第 437 条から第 439 条の規定を <u>遵守</u> するものとする。</p>	70	<p>a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合において、新規上場申請者は、規程第 439 条から第 441 条の規定を <u>尊重</u> するものとする。</p>
<p>有価証券上場規程の「企業行動規範」の項目では、上場会社として <u>遵守</u> すべき行動規範を定めていますが、申請会社も有価証券上場規程第 437 条から第 439 条に掲げられた機関の設置及び取組み等を行う必要があります <u>(注2)</u>。</p>	71	<p>有価証券上場規程の「企業行動規範」の項目では、上場会社として <u>尊重</u> すべき行動規範を定めていますが、申請会社も有価証券上場規程第 439 条から第 441 条に掲げられた機関 <u>(注2)</u> の設置及び取組み等を行う必要があります。</p>

<p>(注2) 規程第 437 条から 439 条の内容は以下のとおりです。</p> <p>第 437 条 上場内国株券の・・・を置くものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 438 条 上場内国株券の発行者は、・・・として選任するものとする。</p> <p>第 439 条 上場内国会社は、・・・を決定するものとする。</p>	71	<p>(注2) 規程第 439 条から 441 条の内容は以下のとおりです。</p> <p>第 439 条 上場内国株券の・・・を置くものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 440 条 上場内国株券の発行者は、・・・として選任するよう努めるものとする。</p> <p>第 441 条 上場内国会社は、・・・を決定するものとする。</p>
<p>b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前 a に適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、<u>新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(ガイドライン II 5. (4))</p>	80	<p>b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前 a に適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の (a) 又は (b) 及び (c) に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。</p> <p><u>(a) 新規上場申請者が、上場後において施行規則第 424 条の規定に基づき当取引所に提出する書類を当取引所が公衆の縦覧に供すること。</u></p> <p><u>(b) 新規上場申請者が、当該親会社等（継続開示会社である場合を除く。）が有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類を、上場後においても事業年度ごとに当取引所に提出し、当取引所が公衆の縦覧に供すること。</u></p> <p><u>(c) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。</u></p> <p>(ガイドライン II 5. (4))</p>
<p>そこで、この基準では、申請会社の上場にあたって親会社等の<u>情報</u>が開示されている状況にあることを求めています。</p>	80	<p>そこで、この基準では、申請会社の上場にあたって親会社等の<u>企業内容等</u>が開示されている状況にあることを求めています。</p>

	<p>(中略)</p> <p><u>○「有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類」についての取扱い</u></p> <p>申請会社の親会社等が<u>前述の a に該当せず、かつ、当該親会社等が継続開示会社でない場合は、当該親会社等有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類の提出が必要です (規則第 204 条第 1 項第 30 号)。</u></p> <p><u>なお、当取引所が公衆の縦覧に供する「有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類」</u>についての取扱いは次のとおりです。</p>		<p>(中略)</p> <p>申請会社の親会社等が<u>提出し当取引所が公衆の縦覧に供する「有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類」</u>についての取扱いは次のとおりです。</p>
	<p>b 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、<u>規程第 440 条各号に掲げる事項を遵守</u>していること。</p>	83	<p>b 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、<u>規程第 442 条各号に掲げる事項を尊重</u>していること。</p>
	<p>また、申請会社が買収防衛策を導入している場合には、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないことに加え、<u>規程第 440 条</u>に掲げる以下の 4 つの事項を<u>遵守</u>していることが求められます。</p>	85	<p>また、申請会社が買収防衛策を導入している場合には、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないことに加え、<u>規程第 442 条</u>に掲げる以下の 4 つの<u>尊重事項を尊重</u>していることが求められます。</p>
V	<p>(3) 公告すべき事項の広範な周知について</p> <p>(中略)</p> <p>会社法の定めに従えば、官報や一部地域のみで販売されている日刊紙の地方版に公告を掲載することで足りることとなりますが、上場会社の株式は不特定多数の投資者の投資対象となっていることを考慮しますと、会社の公告すべき事項については、より広範な周知に努めていただくことが必要です(注)。</p> <p><u>そのため、審査期間内に提出していただく定款や登記事項証明書等により、広範な公告の方法を定めたことを確認することとなります。</u></p>	111 — 112	<p>(3) 公告すべき事項の広範な周知について</p> <p>(中略)</p> <p>会社法の定めに従えば、官報や一部地域のみで販売されている日刊紙の地方版に公告を掲載することで足りることとなりますが、上場会社の株式は不特定多数の投資者の投資対象となっていることを考慮しますと、会社の公告すべき事項については、より広範な周知に努めていただくことが必要です(注)。</p>
	<p>(1) 書面による議決権行使等の義務 (規程第 43<u>5</u>条)</p>	112	<p>(1) 書面による議決権行使等の義務 (規程第 43<u>6</u>条)</p>
	<p>(2) 議決権行使を容易にするための環境整備 (規程第 4<u>16</u>条、規則第 437</p>	112	<p>(2) 議決権行使を容易にするための環境整備 (規程第 4<u>38</u>条、規則第 437</p>

	条)		条)
	(削除)	114	c. 望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る勧告（規程第 508 条第 1 項第 1 号） <u>当取引所は投資単位が 50 万以上である場合であって必要と認められるときは、当該上場会社に対し望ましい投資単位とする 5 万円以上 50 万円未満の投資単位への引下げを勧告することができる。</u>
	(2) 株式分割等の実施に係る配慮 東証では、上場会社に対して、 <u>流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある</u> 株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を <u>行わないよう</u> 規程において求めています。（規程第 433 条） (削除) (削除) <u>なお、上場会社が当規定に違反したと取引所が認める場合、必要に応じて当該旨を公表することができるものと定めています。（規程第 508 条第 1 項第 2 号）</u>	114	(2) 株式分割等の実施に係る配慮 東証では、上場会社が株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更（以下「株式分割等」という）を実施する場合、 <u>流通市場に混乱をもたらすことのないよう努めることを規程において求めています。</u> <u>また、次のような規則面での対応も行っています。</u> a. 株式分割等に係る努力等（規程第 434 条） <u>上場会社は、株式分割等を実施する場合は、流通市場に混乱をもたらすことのないよう努めるものとする。</u> b. 株式分割等に係る取引所による公表（規程第 508 条第 3 項第 1 号） <u>当取引所は、上場会社が実施する株式分割等が流通市場に混乱をもたらすおそれがあると認める場合には、その旨を公表することができる。</u>
VI	<新規上場にかかる市場第一部銘柄への指定> (中略) 時価総額は、他市場経由又はマザーズ経由の場合は東証が上場又は市場変更を承認する日の前々日からさかのぼって 1 か月間の他市場又はマザーズにおける終値の最低価格（上場時に公募又は売出しを行う場合は公募・売出価格と当該価格決定日からさかのぼって 1 か月間の他市場又はマザーズにおける終値の最低価格のいずれか低い額）に上場又は市場変更時	125 — 126	<新規上場にかかる市場第一部銘柄への指定> (中略) 時価総額は、他市場経由又はマザーズ経由の場合は東証が上場又は市場変更を承認する日の前々日からさかのぼって 1 か月間の他市場又はマザーズにおける終値の最低価格（上場時に公募又は売出しを行う場合は公募・売出価格と当該価格決定日からさかのぼって 1 か月間の他市場又はマザーズにおける終値の最低価格のいずれか低い額）に上場又は市場変更時に見

<p>に見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額、直接上場の場合は公募・売 出価格（当該公募又は売出しが行われない場合には、東証が合理的と認め る算定式により計算された評価額）に上場株券等の数を乗じて得た額をい います。</p>		<p>込まれる上場株券等の数（発行済株式数から自己株式を減じます。）を乗じ て得た額、直接上場の場合は公募・売出価格（当該公募又は売出しが行わ れない場合には、東証が合理的と認める算定式により計算された評価額） に上場株券等の数を乗じて得た額をいいます。</p>																		
<p>(2) 市場第一部銘柄への指定の時期及び指定に係る手続き a. 指定の時期 一部指定日は、<u>指定に際して公募又は売出し等(数量制限付分売を 含む)を行う場合は</u>指定承認日（東証が市場第一部銘柄指定を承認する日 をいいます。）<u>の約2週間～4週間後、公募又は売出し等を行わない場 合は指定承認日</u>の1週間後の日（当該日が休業日に当たるときは、順 次繰り下げます。）となります。ただし、一部指定日時点において、上 場後一年以上が経過していることが必要となります。</p>	126	<p>(2) 市場第一部銘柄への指定の時期及び指定に係る手続き a. 指定の時期 一部指定日は、原則として指定承認日（東証が市場第一部銘柄指定を 承認する日をいいます。）の1週間後の日（当該日が休業日に当たると きは、順次繰り下げます。）となります。ただし、一部指定日時点にお いて、上場後一年以上が経過していることが必要となります。</p>																		
<p>2 一部指定基準 …一部指定形式基準一覧表…</p> <table border="1" data-bbox="197 970 1099 1417"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①株主数 <u>(指定時見込み)</u></td> <td>2,200人以上</td> </tr> <tr> <td>②流通株式 <u>(指定時見込み)</u></td> <td>a. 流通株式数 2万単位以上 b. 流通株式時価総額 20億円以上 c. 流通株式数(比率) 35%以上</td> </tr> <tr> <td>③売買高</td> <td>最近3ヶ月間及びその前の3ヶ月間のそれぞれの期間 における月平均売買高が200単位以上</td> </tr> <tr> <td>④時価総額</td> <td>40億円以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準の内容	①株主数 <u>(指定時見込み)</u>	2,200人以上	②流通株式 <u>(指定時見込み)</u>	a. 流通株式数 2万単位以上 b. 流通株式時価総額 20億円以上 c. 流通株式数(比率) 35%以上	③売買高	最近3ヶ月間及びその前の3ヶ月間のそれぞれの期間 における月平均売買高が200単位以上	④時価総額	40億円以上	128	<p>2 一部指定基準 …一部指定形式基準一覧表…</p> <table border="1" data-bbox="1196 970 2132 1369"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①株式数</td> <td>2,200人以上</td> </tr> <tr> <td>②流通株式</td> <td>a. 流通株式数 2万単位以上 b. 流通株式時価総額 20億円以上 c. 流通株式数(比率) 35%以上</td> </tr> <tr> <td>③売買高</td> <td>最近3ヶ月間及びその前の3ヶ月間のそれぞれの期間に おける月平均売買高が200単位以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準の内容	①株式数	2,200人以上	②流通株式	a. 流通株式数 2万単位以上 b. 流通株式時価総額 20億円以上 c. 流通株式数(比率) 35%以上	③売買高	最近3ヶ月間及びその前の3ヶ月間のそれぞれの期間に おける月平均売買高が200単位以上
項目	基準の内容																			
①株主数 <u>(指定時見込み)</u>	2,200人以上																			
②流通株式 <u>(指定時見込み)</u>	a. 流通株式数 2万単位以上 b. 流通株式時価総額 20億円以上 c. 流通株式数(比率) 35%以上																			
③売買高	最近3ヶ月間及びその前の3ヶ月間のそれぞれの期間 における月平均売買高が200単位以上																			
④時価総額	40億円以上																			
項目	基準の内容																			
①株式数	2,200人以上																			
②流通株式	a. 流通株式数 2万単位以上 b. 流通株式時価総額 20億円以上 c. 流通株式数(比率) 35%以上																			
③売買高	最近3ヶ月間及びその前の3ヶ月間のそれぞれの期間に おける月平均売買高が200単位以上																			

<p>(指定時見込み)</p>		④時価総額	40 億円以上
<p>(1) 株主数 <u>株主数（1 単位（注 1）以上の株式を所有する者の数を言います。）が、一部指定の時までに 2,200 人以上となる見込みのあることが必要です（注 2）。</u></p> <p>(注 1) <u>1 単位は、単元株式数を定めている場合は単元株式数、単元株式数を定めていない場合には 1 株をいいます。</u></p> <p>(注 2) <u>株券等に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合、1 単位以上の株券等に係る権利を表示する預託証券を所有する者の数は、株主数に加算できます。</u></p> <p>(削除)</p>	130		<p>(1) 株主数 <u>直前の基準日等において（注 1）、1 単位の株式の数以上の株式を所有する株主数が 2,200 人以上であることが必要です。</u></p> <p>(注 1) <u>最近の基準日等の後、指定承認日までに公募・売出し又は数量制限付分売を行い、その内容を東証の様式により通知した上場会社については、当該公募・売出し又は数量制限付分売により加算した株主数を最近の基準日等における株主数とみなすことができます。この場合において、株主数の算定は最近の基準日等における上場株式数に、当該公募・売出し又は数量制限付分売に係る株式数を加算した株式数を当該基準日等における上場株式数とみなします。</u></p> <p>(注 2) <u>注 1 の公募・売出しにおいて、「オーバーアロットメントによる売出し」（公募・売出しにおいて需要動向に応じて行われる追加的な売出し）が行われた場合の株主数は、オーバーアロットメントによる売出しによる変動を含めた公募・売出し又は数量制限付分売の内容を指定承認日までに通知した場合は、当該変動を勘案して計算します。</u></p> <p>(注 3) <u>上場会社が、最近の基準日等の後、指定承認日までに自己株式取得決議に基づき自己株式を取得した場合の最近の基準日等における株主数については、当該基準日等以後に自己株式を取得したことにより減少したとみなされる所定の方式により算出した株主数を減じた株主数を当該基準日等における株主数とみなします。</u></p>
<p>(2) 流通株式 流通株式は、以下の a から c の基準に適合していることが必要です。</p> <p>a. 流通株式数 流通株式数（注）が、<u>一部指定の時までに 2 万単位以上となる見込みのあること。</u></p> <p>(注) 流通株式数の・・・を参照してください。</p>	130 — 131		<p>(2) 流通株式 流通株式は、以下の a から c の基準に適合していることが必要です。</p> <p>a. 流通株式数 流通株式数（注 1）が、<u>直前の基準日等において、2 万単位（注 2）以上であること。</u></p> <p>(注 1) 流通株式数の・・・を参照してください。</p> <p>(注 2) <u>1 単位は単元株式数を定めている場合には単元株式数、単元株式数を</u></p>

<p>(削除)</p>		<p><u>定めていない場合は1株。</u></p> <p><u>(注3) 自己株式は以下のとおり取り扱います。</u></p> <p><u>1. 上場会社が所有する自己株式とは、上場会社が現に所有する自己株式数のうち、自己株式処分等決議を行った場合には当該自己株式処分等決議株式数を減じた数を、自己株式消却決議を行った場合には当該自己株式消却決議株式数を減じた数をいいます。</u></p> <p><u>2. 自己株式処分等決議を行った場合において、当該決議が特定の者に対して譲渡する決議であるときは、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなします。</u></p> <p><u>(注4) 最近の基準日等の後、指定承認日までに公募・売出し又は数量制限付分売(注6)を行い、その内容を東証の様式により通知した上場会社については、当該公募・売出し又は数量制限付分売に係る株券等の数を加算した数を、最近の基準日等における流通株式の数とみなすことができます。</u></p> <p><u>(注5) 注4の公募・売出しにおいて、「オーバーアロットメントによる売出し」(公募・売出しにおいて需要動向に応じて行われる追加的な売出し)が行われた場合の流通株式数は、グリーンシュエアオプションの権利行使による変動を含めた公募・売出し又は数量制限付分売の内容を指定承認日までに通知した場合は、当該変動を勘案して計算します。</u></p> <p><u>(注6) 数量制限付分売とは50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行った立会外分売のことをいいます。</u></p>
<p>b. 流通株式時価総額 一部指定日における流通株式の時価総額が、20億円以上<u>となる見込み</u><u>の</u>あることが必要です。</p> <p>○流通<u>株式</u>時価総額の算定方法 流通株式数に<u>株価を乗じて算定します。算定の際の株価には次の価格を用います。</u></p>	<p>131</p>	<p>b. 流通株式時価総額 一部指定日における流通株式の時価総額が、20億円以上<u>である</u>ことが必要です。</p> <p>○流通時価総額の算定方法 <u>直前の基準日等における上場株券等の数に、一部指定日までに上場されることとなる株券等の数を加算して算出される流通株式の数に、東証が市場第一部指定を承認する日の前々日以前1ヶ月間における当該株券等の最低価格(注)を乗じて得た額をいいます。</u></p>

<p><u>＜公募又は売出しを行う場合＞</u> <u>指定に係る公募又は売出しを行う場合には、公募又は売出しの見込み価格と指定承認日の前々日以前1か月間における株式の最低価格のいずれか低い価格を用います。</u></p> <p><u>＜公募又は売出しを行わない場合＞</u> <u>指定に係る公募又は売出しを行わない場合には、指定承認日の前々日以前1か月間における株式の最低価格（注）を用います。</u></p>		(新設)
<p>c. 流通株式比率 <u>流通株式の数が、一部指定の時までに、上場株券等の数の35%以上となる見込みのあることが必要です。</u></p> <p>○流通株式比率の算定方法 <u>流通株式数を、指定申請に係る株式数で除して算出します。</u></p> <p><u>（注） 指定申請に係る株式数は、一部指定日において見込まれる申請会社の発行済株式総数をいい、直前の基準日等における発行済株式総数に、指定日までにおいて見込まれる株数の増減を加味して算定します。</u></p>	131 — 132	<p>c. 流通株式比率 <u>流通株式の数が、直前の基準日等において、上場株券等の数の35%以上であることが必要です。</u></p> <p>○流通株式比率の算定方法 <u>流通株式比率は、一部指定申請者が東証に提出した「市場第一部銘柄指定基準に関する株券等の分布状況表」に記載された流通株式の数に、一部指定承認日までに行った公募も若しくは売出または数量制限付分売に係る株券等の数（当該株券等のうち、明らかに流通株式とならないと認められる株券等の数を除きます。）を、加算した数を流通株式数とみなして算出します。</u></p> <p>(新設)</p>
<p><u>＜株主数・流通株式の増加～一部指定前の公募又は売出し等＞</u> <u>株主数の基準及び流通株式の基準は、指定申請時点における条件ではなく、一部指定日において見込まれることが条件となります。</u> <u>当該条件に関しては、「Ⅱ 形式要件」の＜株主数・流通株式の増加～上場前の公募又は売出し等＞における記載に準じて取扱うこととなります。</u></p>	132	(新設)

<p><u>(注3) 売買高基準については、基準を満たしていることを申請時点で確認できる必要があります。</u></p> <p>(注4) 上場会社が・・・満たしていることとなります。</p> <p>(注5) 売買高には、東証における立会外取引 (ToSTNeT 売買分) による売買が含まれます。</p> <p>(注6) 売買高には、・・・東証 TARGET ホームページをご参照ください。</p>	133	<p>(新設)</p> <p>(注3) 上場会社が・・・満たしていることとなります。</p> <p>(注4) 売買高には、東証における立会外取引 (ToSTNeT 売買分) による売買が含まれます。</p> <p>(注5) 売買高には、・・・東証 TARGET ホームページをご参照ください。</p>
<p>(4) 時価総額</p> <p><u>一部指定日における時価総額が 40 億円以上となる見込みのあることが必要です。</u></p> <p>○時価総額の算定方法</p> <p>時価総額は、一部指定日において見込まれる上場株券等の数に株価を乗じて得た額に、その申請会社が発行するその他のすべての株式 (国内の証券取引所に上場又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限ります。) に係る時価総額を加えて算出します。</p> <p><u>算出の際には次の価格を用います。</u></p> <p><u><公募又は売出しを行う場合></u></p> <p><u>指定に係る公募又は売出しを行う場合には、公募又は売出しの見込み価格と指定承認日の前々日以前1か月間における株式の最低価格のいずれか低い価格を用います。</u></p> <p><u><公募又は売出しを行わない場合></u></p> <p><u>指定に係る公募又は売出しを行わない場合には、指定承認日の前々日以前1か月間における株式の最低価格を用います。</u></p> <p>(削除)</p>	133 — 134	<p>(4) 時価総額</p> <p>時価総額が 40 億円以上であることが必要です。</p> <p>○時価総額の算定方法</p> <p>時価総額は、指定承認日の前々日からさかのぼって1か月間における株券の最低価格(注)に一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額に、その申請会社が発行するその他のすべての株式 (国内の証券取引所に上場又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限ります。) に係る時価総額を加えた額が 40 億円以上であることが必要です。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(注) 最低価格とは、東証の売買立会における株券の日々の最終価格 (当該最終価格がないときは、含まれません。) のうち最低の価格をいいます。</u></p>
<p>○退職給付会計基準の適用に伴う「利益の額」及び「純資産の額」の取扱い</p> <p>退職給付会計基準の適用による「利益の額」及び「純資産の額」の算出について「特例」を設けており、一部指定審査においても「特例」の適用を受けます。(規程第 705 条、規則第 717 条)</p>	136	<p>○退職給付会計基準の適用に伴う「利益の額」及び「純資産の額」の取扱い</p> <p>退職給付会計基準の適用による「利益の額」及び「純資産の額」の算出について「特例」を設けており、一部指定審査においても「特例」の適用を受けます。(規程第 705 条、規則第 717 条)</p>

	<p><u>○企業再生支援機構が再生支援をする会社の取扱い</u></p> <p><u>企業再生支援機構が支援決定（注1）を行った会社（注2）については、「利益の額又は時価総額」の基準に例外的な取扱いを設けており、一部指定審査においても適用を受けます。（規程第707条、規則第719条）</u></p> <p><u>（注1）株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に定める支援決定をいいます。</u></p> <p><u>（注2）支援決定が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等（株式会社企業再生支援機構法第31条第1項に定める買取決定等をいいます。）が行われないこととなった会社は除きます。</u></p> <p><u>・適用条件</u></p> <p><u>被支援会社である上場会社が、企業再生支援機構が当該上場会社の債務に係る買取決定等を公表した日から3年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該上場会社が当該株券の市場第一部銘柄への指定の申請を行うときに対象となります。</u></p> <p><u>・内容</u></p> <p><u>市場第一部銘柄への指定の申請を行うときにおける「利益の額及び時価総額」については、次のa又はbのいずれかに適合することとします。</u></p> <p><u>a 最近1年間における利益の額が4億円以上であること。</u></p> <p><u>b 上場会社の時価総額が1,000億円以上であること。（ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除きます）。</u></p>		(新設)
VIII	<p>a. 市場第一部指定基準に適合する場合（注1、2、3、4）</p> <p>b. 流通株式の数が多大で、株券等の分布状況が特に良好であると認められる</p>	148 —	<p>a. 市場第一部指定基準に適合する場合（注1、2、3、4、<u>5</u>）</p> <p>b. 流通株式の数が多大で、株券等の分布状況が特に良好であると認められる場</p>

	<p>場合 (注4)</p> <p>(削除)</p> <p>(注1) 売買高基準・・・さかのぼることになります。</p> <p>(注2) 売買高算定にあたっては、・・・必要があります。</p> <p>(注3) 流通株式時価総額は、・・・流通株式数を乗じて算出します。</p> <p>(注4) 時価総額は、・・・時価総額を加えて算出します。</p>	149	<p>合 (注1、4)</p> <p>(注1) 株主数及び流通株式の数は、・・・みなすことができます。</p> <p>(注2) 売買高基準・・・さかのぼることになります。</p> <p>(注3) 売買高算定にあたっては、・・・必要があります。</p> <p>(注4) 流通株式時価総額は、・・・流通株式数を乗じて算出します。</p> <p>(注5) 時価総額は、・・・時価総額を加えて算出します。</p>
A	<p><u>(全ての申請会社にご提出いただく書類)</u></p> <p><u>提出時期: 上場日</u></p> <p><u>提出書類: 独立役員届出書※</u></p> <p><u>部数: 1部</u></p> <p><u>根拠規程: 規則第436条の2第1項</u></p>	190	(新設)
B	<p><u>(一部指定に際して公募・売出しを行う場合)</u></p> <p><u>提出時期: 指定申請日後遅滞なく</u></p> <p><u>提出書類: 公募又は売出予定書※◎</u></p> <p><u>部数: 1部</u></p> <p><u>根拠規程: 規則第310条①(6)</u></p> <p><u>提出時期: 申込期間の終了の日から起算して3日以内</u></p> <p><u>提出書類: 公募又は売出実施通知書※◎</u></p> <p><u>部数: 1部</u></p> <p><u>根拠規程: 規則第310条①(6)</u></p> <p><u>(一部指定に際して数量制限付分売を行う場合)</u></p> <p><u>提出時期: 指定申請日後遅滞なく</u></p> <p><u>提出書類: 数量制限付分売予定書※◎</u></p> <p><u>部数: 1部</u></p> <p><u>根拠規程: 規則第310条①(6)</u></p> <p><u>提出時期: 分売の日から起算して3日以内</u></p> <p><u>提出書類: 数量制限付分売後の株券等の分布状況表※◎</u></p> <p><u>部数: 1部</u></p> <p><u>根拠規程: 規則第310条①(6)</u></p>	382	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

	(削除)					(規則第 310 条第 5 号を適用する場合) 提出時期: 実施後遅滞無く 提出書類: 公募又は売出し又は数量制限付分売実施通知書 部数: 1 部 根拠規程: 規則第 237 条①																											
C	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>二部市場</th> <th>一部市場</th> <th>マザーズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式事務代行機関の設置</td> <td>東証の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は株式事務を受託する旨の内諾を得ていること</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>株式の譲渡制限</td> <td>新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>					二部市場	一部市場	マザーズ	株式事務代行機関の設置	東証の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は株式事務を受託する旨の内諾を得ていること	同左	同左	株式の譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること	同左	同左	405	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>二部市場</th> <th>一部市場</th> <th>マザーズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式事務代行機関の設置</td> <td>東証の承認する株式事務代行機関に委託していること</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>株式の譲渡制限</td> <td>新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限がないこと</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>					二部市場	一部市場	マザーズ	株式事務代行機関の設置	東証の承認する株式事務代行機関に委託していること	同左	同左	株式の譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限がないこと	同左	同左
	二部市場	一部市場	マザーズ																														
株式事務代行機関の設置	東証の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は株式事務を受託する旨の内諾を得ていること	同左	同左																														
株式の譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること	同左	同左																														
	二部市場	一部市場	マザーズ																														
株式事務代行機関の設置	東証の承認する株式事務代行機関に委託していること	同左	同左																														
株式の譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限がないこと	同左	同左																														

平成 21 年 12 月 30 日